

火災により発生したごみの処理手数料減免申請の流れ

①住宅が火災に
遭ってしまったら



②消防局で「り災証明書」
の発行を受けてください。



③「り災証明書」と「認印」
を持って清掃施設課窓口へ
お越しください。



④申請書の記入、現地調査の
日程調整などをします。

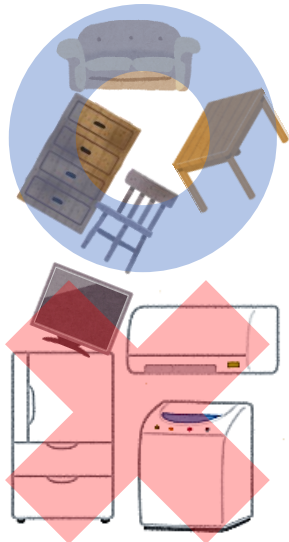


⑥市の処理施設への搬入はご自身
または許可業者でお願いします。
「減免決定通知書」を持って
お越しください。



⑤現地調査で対象の物を確認し、
後日「減免決定通知書」を
お渡しします。

注意事項



- ・減免の対象になるのは「住宅」の「家財道具」のみです。
- ・事業活動(自営業など)に使用していたものは対象になりません。
- ・屋根や柱などは対象になりません。
- ・テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機(家電リサイクル法対象品目)は対象になりません。
- ・運搬費は対象になりません。

詳しくは 清掃施設課 松山市二番町四丁目7番地2 市役所別館4階
電話 089-948-6902 までお問い合わせください